

R7年度集団指導

障害福祉サービス事業所等への周知事項（者/児共通）

---

障がい福祉課指導給付係

# 目次

## ○令和6年度報酬改定の主な内容について

- 障がい者の意思決定支援の推進
- 障がい者虐待の防止・権利擁護
- 業務継続に向けた取組
- 情報公表未報告事業者への対応
- 生活介護における報酬の見直し
- 個別支援計画の共有
- 行動援護のサービス提供責任者等要件に係る経過措置延長
- 施設入所者の送迎加算の取扱い

## ○令和7年度から義務化された取組み

- 地域連携推進会議の設置(共同生活援助・施設入所支援)

## ○令和8年度から義務化される取組み

- 地域移行等意向確認担当者の選任等、及び減算について(施設入所支援)
- 経営情報の見える化について(全サービス対象)

## ○その他留意事項など

- 施設外就労を行う場合の留意事項について(就労系サービス)
- 食材料費の取扱いについて(共同生活援助)
- 地域生活支援拠点等に関連する加算について
- 集中的支援加算 I について
- 就労選択支援について
- 意見申出制度について
- 標準様式について
- 令和8年4月の報酬算定に係る届出の提出期限について

# 令和6年度報酬改定の主な内容について

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

## 障害者の意思決定支援を推進するための方策

### 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

#### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

#### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

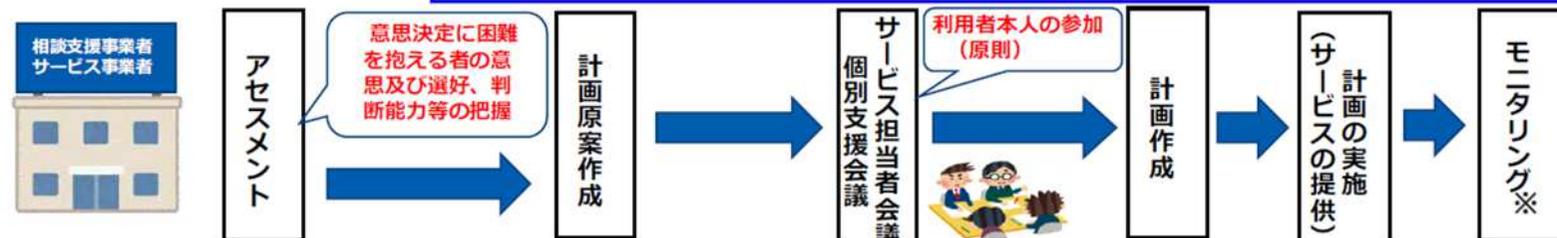
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

#### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

# 令和6年度報酬改定の主な内容について

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

## 障害者虐待の防止・権利擁護

### 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

### 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

12

# 令和6年度報酬改定の主な内容について

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

## 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

### 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

### 減算単位

#### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

### 算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。  
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

14

# 令和6年度報酬改定の主な内容について

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

## 情報公表未報告の事業所への対応

### 概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

### 減算単位

#### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

### 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

### 都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 令和6年度報酬改定の主な内容について

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

## 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

### ① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
  - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
  - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

#### 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

### ② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

### ③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。  
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間 1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間 9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間 10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間 11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間 12時間以上	400単位/日

### ④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

# 令和6年度報酬改定の主な内容について

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

**(10) 個別支援計画の共有**【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

## ③ 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

- ・ 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

# 令和6年度報酬改定の主な内容について

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

## 《送迎加算の対象拡充》

### [現 行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

### [見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

# 令和7年度から義務化された取組み

## 1. 地域連携推進会議の設置（共同生活援助・施設入所支援）

※令和6年度報酬改定の厚生労働省資料抜粋

### 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
  - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）



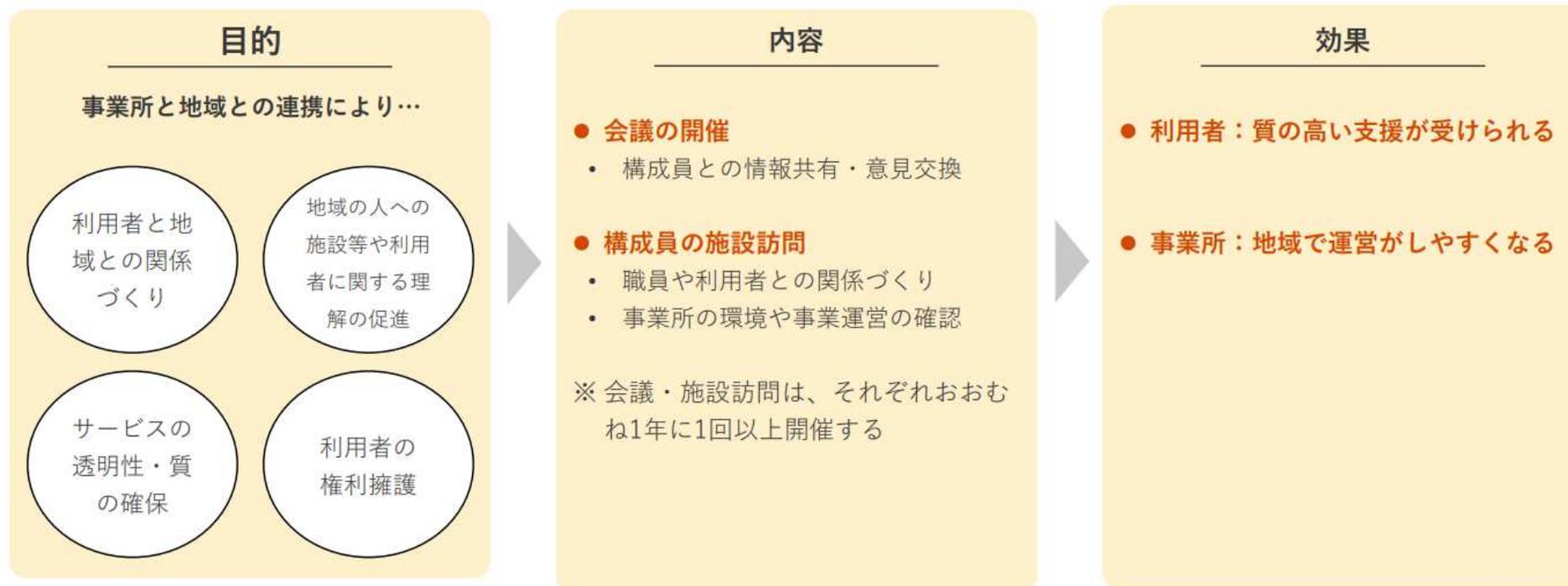
**R7.4.1から義務化**

# 令和7年度から義務化された取組み

## 1. 地域連携推進会議の設置(共同生活援助・施設入所支援)

### 地域連携推進会議の目的

- ・ 利用者と地域との連携づくり
- ・ 施設等やサービスの透明性、質の確保
- ・ 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・ 利用者の権利擁護



※厚労省「地域連携推進会議の手引き」抜粋

# 令和7年度から義務化された取組み

## 1. 地域連携推進会議の設置(共同生活援助・施設入所支援)

### ①会議の構成員

- ・利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定。
- ・5名程度が望ましく、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出すること。

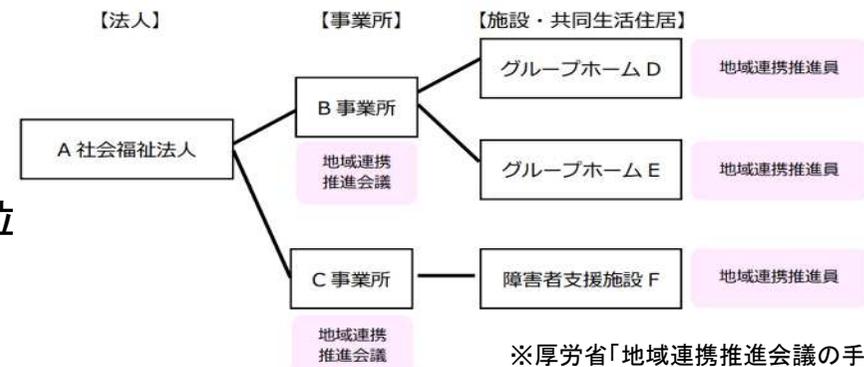
### ②実施単位

(会議の設置)

指定を受けた事業所単位

(施設訪問)

施設、共同生活住居単位



※厚労省「地域連携推進会議の手引き」抜粋

### ③届出書類について

- ・新規指定申請時、指定更新申請時に別途届出書類の提出が必要(令和7年4月～)
- 令和7年2月18日付事務連絡にて共同生活援助、障害者支援施設運営法人あて周知済み

### ④各種記録の整備

- ・会議の議事録や施設訪問の記録を作成し、保存しておくこと。
- 運営指導時に、会議の開催状況や施設訪問の実施状況について確認します

# 令和8年度から義務化される取組み

## 1. 地域移行等意向確認体制整備（施設入所支援）

地域移行等意向確認体制整備の目的・・・

入所者に対して地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向等について確認が行われることで、本人が希望する生活を実現できるようにする

### 施設が行うべきこと（R8年度から義務化…下記が未整備の場合、減算対象）

#### ①指針の作成

指針においては、意向確認等の時期・担当者の選任方法・実施方法・連携機関などを定めることが望ましい。

#### ②担当者の選任

利用者の解決すべき課題を把握した上で、個別支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う役割を担うサービス管理責任者、又は地域における相談支援体制や障がい福祉サービス提供体制等について知見を有する者を選任することが望ましい。

#### ③意向確認の実施と個別支援計画作成に係る会議への報告

担当者は定期的な地域移行等意向確認等を実施し、把握、確認した内容をアセスメントの際にサービス管理責任者へ報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

#### 〈参考資料〉

PwCコンサルティング合同会社

「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」

# 令和8年度から義務化される取組み

## 2. 経営情報の見える化について

2040年を見据えた人口動態の変化、生産年齢人口の減少と障がい福祉の現場における人材不足の状況、物価上昇などに対応するための的確な支援策の検討等を行う上で、経営情報を収集・把握することを目的に、WAMNET上に経営情報データベースが整備され、R7.8.29から運用開始される。



- (1) 事業者に対して、データベースへ「経営情報」の報告を求めるとともに、
  - (2) その情報を国及び都道府県知事により分析された結果を公表する制度
- } 経営情報の見える化

### 制度内容

障害福祉サービス等事業所単位にて、毎会計年度終了後3か月以内に、障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)にて、「経営情報」を報告する。

- ※1 経過措置として、前(R6)年度分の障がい福祉サービス等事業所経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。  
スケジュール詳細は次ページ参照。
- ※2 経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まるものを指す。
- ※3 必要な報告がされていない場合、情報公表未報告減算の適用対象となる。



## その他留意事項など

### 1. 施設外就労を行う場合の留意事項について(就労系サービス)

平成19年4月2日付障障発第0402001号(令和6年3月29日障障発0329第7号改正現在)

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(要約)

#### 【施設外就労の要件】

##### ①定員の遵守

- ・施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。

##### ②従業者の配置

- ・施設外就労先

→施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数を配置

- ・本体事業所

→施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数を配置

※サービス管理責任者は、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置

##### ③運営規程への位置づけ

- ・施設外就労の提供が、運営規程に位置づけられていること。

##### ④個別支援計画の作成

- ・施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成すること。

##### ⑤緊急時の対応

- ・緊急時の対応ができること。

## その他留意事項など

### 2. 食材料費の取扱いについて(共同生活援助)

厚労省発出令和5年10月20日付事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」  
島根県発出令和5年10月27日付障第908号「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」

#### Point

- ①事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残金を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは、国の指定基準、県の条例違反となる。
- ②グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に支援等に関する法律に規定する「経済的虐待」に該当する可能性がある（食材費のほか、光熱水費及び日用品費についても同様）。
- ③食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合は、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出すること。
- ④食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用時及びその変更時において利用者に説明、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合は適切に説明すること。

## その他留意事項など

### 3. 地域生活支援拠点等に関連する加算について

#### 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(VOL.1) 問3

Q. これまでの取扱いにより令和6年4月1日時点で既に地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所において、改めて手続きを行う必要があるか。

A. 令和6年4月1日時点で市町村から地域生活支援拠点等と位置付けられている事業所であっても、改めて「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」の手順を経ることを基本とする。

#### 障発第0329第1号「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」抜粋

市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

##### (1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。(省略)

##### (2) 市町村への届出

事前協議により市町村との合意形成が図られた障害福祉サービス事業者等については、都道府県知事に対する加算の届出に先立ち、市町村に対して、地域生活支援拠点等の機能を担うこと及びそれに係る加算を算定するために必要な届出を行う。

##### (3) 市町村からの通知

市町村は提出された届出書を確認し、内容に不備等がない場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行う。

#### Point

- ・手続きが完了していない場合は、各市町村と調整のうえ、手続きを完了すること。
- ・手続き完了後に県に「報酬算定に係る届け出」を提出すること。

## その他留意事項など

### 4. 集中的支援加算 I について

厚生労働省及びこども家庭庁発出令和6年3月19日付こ支障第75号障障発0319第1号事務連絡  
島根県通知「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」要約

#### 1 加算の目的・趣旨

・高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等し、当該児者の状態軽減を図る。

#### 2 対象児者

・強度行動障害判定表20点以上の障がい児，行動関連項目10点以上の障がい者

#### 3 対象サービス

・対象サービスは、療養介護，生活介護，短期入所，施設入所支援，共同生活援助，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労支援継続B型，児童発達支援，放課後等デイサービス，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設

#### 4 支援期間

・最長3か月（1月に4回を限度）

#### 5 その他

・広域的支援人材の派遣を受けた障害福祉サービス事業所は、広域的支援人材に対して、集中的支援加算の額（1,000単位／日）を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。なお、費用の額は広域的支援人材と事業所の双方の協議の上で決定。

・事業所は市町村に申請をして、その後、広域的支援人材の派遣に係る調整は、県や松江市が実施。

## その他留意事項など

### 5. 就労選択支援の概要について

#### 概要

- ・令和7年10月から開始された、新たな障がい福祉サービス。
  - ・就労選択支援サービスとは、障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するためのサービスです。
- ①強みや課題、特徴を本人と共同して整理し、自己理解を促すこと  
 ②その過程や結果を通じて、本人が進路を選び、決めていくことを支援する(本人の意思決定を支援)
- ※就労の可否を判断したり、どの就労系障がい福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない

#### 対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用	
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	希望に応じて利用
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

## その他留意事項など

### 5. 就労選択支援の概要について

#### 実施主体

- ・定員 : 10名以上
- ・主な要件: ①就労移行支援、又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者  
②過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

#### 人員・設備基準等

人員基準	従業者	就労選択支援員	常勤換算で利用者数を15で除した数以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		

#### 〈主な資料等〉

- ・R7.3.31付け障障発0331第3号「就労選択支援の実施について」(厚生労働省障害福祉課長通知)
- ・R7.4.21付け事務連絡「就労選択支援実施マニュアル」(厚生労働省障害福祉課)

## その他留意事項など

### 6. 意見申出制度について

#### これまでの課題

市町村が障がい福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は、都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があった。

#### 課題に対する対応

令和6年4月から、

- ・市町村は、都道府県の実業者(新規及び更新)指定について、障がい福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
- ・都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取り消しを行うこと

をできることとした。

#### ●市町村からの意見申出例

- ・障がい児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。(児童発達支援)
- ・市の(自立支援)協議会に参加すること。(各サービス)
- ・就労移行支援や就労継続支援A型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。(就労継続支援B型)



島根県においては、R7年度から本制度の活用を開始している

- ・毎年度、本制度活用の有無を市町村へ照会 (制度活用市町村 R8年度:安来市)

## その他留意事項など

### 7. 標準様式について

---

○障がい福祉分野において、事業者の手続き負担を軽減し、生産性の向上を図る観点から、障がい福祉サービス等事業者が地方公共団体に対して行う指定の申請や変更の届出等手続きの負担軽減に向けた取り組みとして、厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が定めた様式を「標準様式」として、活用していくこととされています。

○標準様式の活用開始時期は、令和8年4月1日を予定しています。

## その他留意事項など

### 8. 令和8年4月の報酬算定に係る届出の提出期限について

#### 1 提出期限(令和8年4月算定分)

①前年度実績を踏まえて届け出る報酬・加算(次ページ一覧表のとおり)

令和8年4月15日(水) 消印有効

※提出期限を超過した場合、受理した日に応じた起算月を適用します。

(例: 令和8年4月16日に受理した場合、令和8年6月算定分から適用)

②前年度実績を踏まえない報酬・加算(①以外)

令和8年3月13日(金) 消印有効

※提出期限を超過した場合、受理した日に応じた起算月を適用します。

(例: 令和8年3月16日に受理した場合、令和8年5月算定分から適用)

※令和8年5月算定分以降は通常の提出期限となります。

・算定される単位数が増えるもの: 前月15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)まで

・算定される単位数が減るもの : 事実が発生し次第速やかに

#### 2 提出先

事業所所在地	サービス種別	担当部署	住所
県東部	・障がい福祉サービス等 ・障害児入所施設	島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係 TEL:0852-22-5239	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
	・障がい児通所支援事業所	島根県健康福祉部障がい福祉課 療育支援係 TEL:0852-22-6527	
県西部	・障がい福祉サービス等 ・障がい児通所支援事業所 ・障害児入所施設	島根県健康福祉部地域福祉課 石見指導監査室 TEL:0855-29-5645	〒697-0041 島根県浜田市片庭町254

## その他留意事項など

### 8. 令和8年4月の報酬算定に係る届出の提出期限について

前年度の実績に基づく報酬、加算一覧表（参考）

	療養介護	生活介護	共同生活援助	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	地域移行支援
基本報酬									○	○	○	○	○
加算													
1 就労移行支援体制加算		○			○	○				○	○		
2 移行準備支援体制加算									○				
3 目標工賃達成加算											○		
4 就労定着実績体制加算												○	
5 地域移行支援体制加算				○									
6 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅱ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8 通勤者生活支援加算			○										
9 重度障害者支援加算				○									
10 重度者支援体制加算										○	○		
11 夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ			○				○						
12 人員配置体制加算	○	○	○										
13 夜勤職員配置体制加算				○									
14 夜間看護体制加算				○									
15 看護職員配置加算			○										
16 地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算							○						
17 目標工賃達成指導員配置加算											○		
18 高次脳機能障害者支援体制加算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

毎年度、必ず提出してください。

加算区分又は算定単位の増加がある場合のみ、提出してください。

※参考として作成したものであり、事業所においてハンドブック等で確認の上、届出が必要な場合はご提出ください。